

国民健康保険税の税率改定のお知らせ

国民健康保険の健全運営と、応能分（所得割・資産割）と応益分（均等割・平等割）の賦課割合の平準化を図るため、本年度において、次のとおり税率の改定をしましたのでお知らせします。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

保険税率の改定内容

医療給付費分 (加入者全員が対象)		改定前	改定後
所得割額	基準総所得金額に乗ずる率	4.72 / 100	5.4 / 100
資産割額	固定資産税額に乗ずる率	99 / 100	79 / 100
均等割額	1人につき	20,000円	23,000円
平等割額	1世帯につき	22,000円	27,000円
課税限度額		530,000円	据え置き

介護納付金分 (加入者のうち、年齢40歳から64歳までの人が対象)		改定前	改定後
所得割額	基準総所得金額に乗ずる率	1.3 / 100	1.68 / 100
均等割額	1人につき	10,800円	12,800円
課税限度額		80,000円	据え置き

なお、今回の税率改定および平成16年度の町県民税の決定に基づき、本年度の保険税を算定し、国民健康保険税納税通知書を8月中旬に送付します。

**児童手当の支給対象年齢が
小学校3年生までになりました**

義務教育就学前のお子さんを養育されているかたに支給されている児童手当制度が改正され、今年4月1日から次のようになりました。

小学校1年生の児童の保護者

今年3月分まで児童手当を笠松町で受給されていた保護者のかたは、4月以降も引き続き支給されます。

(申請の必要はありません)

今年3月分まで児童手当を笠松町で受給されていなかった保護者のかたは、申請(認定請求書)が必要です。

小学校2・3年生の児童の保護者

現在、小学校1年生以下の児童で児童手当が支給されている保護者のかたは、申請(額改定認定請求書)が必要です。

現在、児童手当を受給されていない保護者のかたは、申請(認定請求書)が必要です。

今年9月30日までに申請された場合、今年4月分までさかのぼって支給されます。

	改正前	改正後
対象年齢	義務教育就学前 (6歳到達の最初の年度末) 平成10年4月2日以降に生まれた児童	小学校第3学年終了前 (9歳到達の最初の年度末) 平成7年4月2日以降に生まれた児童
手当月額	第1子、2子 第3子以降	5,000円 10,000円
支払時期	2月・6月・10月(定時払い)	2月・6月・10月(定時払い) なお、制度改正による手当は申請受付状況により随時払いとなります。

388・7171

【問合せ先】福祉健康課児童係 ☎

所得が一定額以上の場合、児童手当が支給されない場合があります。公務員のかたは、勤務先での手続きとなります。